

有効期間の満了に係る指定の更新について

次の指定医療機関については、更新申請は不要です。

（有効期間の満了日の翌日の3か月前までに別段の申出がない限り、更新申請したものとみなされます。）

※ 四国厚生支局徳島事務所が所管する健康保険法（保険医療機関又は保険薬局）の指定においても、更新申請が不要とされている医療機関です。

「医師、歯科医師又は薬剤師が、法人を設立せずに個人で開設する診療所又は薬局であって、次に該当するもの」

1 医科又は歯科の場合（次の①又は②のいずれかに該当するもの）

- ① 指定の日からおおむね引き続き、開設者である医師又は歯科医師のみが診療に従事しているもの
- ② 指定の日からおおむね引き続き、開設者である医師又は歯科医師と、その者と同一の世帯に属する配偶者、直系血族又は兄弟姉妹である医師又は歯科医師のみが診療に従事しているもの

2 調剤薬局の場合（次の①又は②のいずれかに該当するもの）

- ① 指定の日からおおむね引き続き、開設者である薬剤師のみが調剤に従事しているもの
- ② 指定の日からおおむね引き続き、開設者である薬剤師と、その者と同一の世帯に属する配偶者、直系血族又は兄弟姉妹である薬剤師のみが調剤に従事しているもの

上記に該当しない指定医療機関は、有効期間の満了前に更新申請が必要です。

つきましては、同封の指令書（徳島県指令地第〇〇号）を大切に保管し、同書記載の「指定の有効期間」の満了前に更新申請してください。

（県庁地域共生推進課から個別の事前連絡はありませんので、御注意ください。）

（更新申請書の提出先は、県庁地域共生推進課又は最寄りの福祉事務所です。）